山口県公文書管理条例検討会設置要綱

(設置目的)

第1条 山口県公文書等の管理に関する条例(仮称)の制定に向けて、公文書管理や法律などの専門家による専門的・第三者的な見地からの検討を行うことを目的として、山口県公文書管理条例検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 検討会は、次に掲げる事項を検討する。
 - (1) 条例に盛り込むべき項目及び内容に関すること
 - (2) その他必要な事項

(組織)

- 第3条 検討会は、委員5人以内で組織する。
- 2 委員の任期は、令和4年12月31日までとする。
- 3 委員は再任されることができる。

(会長)

- 第4条 検討会に会長を置き、委員の互選により選出する。
- 2 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(運営)

- 第5条 検討会は、会長が招集する。
- 2 検討会の議長は、会長をもって充てる。
- 3 検討会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めてその意見を求めることができる。

(事務局)

- 第6条 検討会の事務局は、総務部学事文書課、教育庁社会教育・文化財課及び山口県文書館とする。
- 2 検討会の庶務は、総務部学事文書課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和3年9月10日から施行する。